

財務省告示第三十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年十二月二十七日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年二月五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
年債利付（二庫）	第二回二百三十	億千六百八十六	八九錢五厘
年債利付（十庫）	第二回二百四十	億二千八百十四	九九錢四厘
年債利付（十庫）	第二回二百四十	円三百六十八億	一九錢九厘
年債利付（十庫）	第一回	百三億円	三厘
年債利付（十庫）	第一回	百五十億円	四角一厘
年債利付（十庫）	第四回	四億円	七角九厘
年債利付（十庫）	第七回	百二十七億円	一角九厘
年債利付（十庫）	第三十一億円	百一円二錢	

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	第二十三回	第二十回	〃	〃	第十五回
一兆二億円	三億円	二十五億円	二十五億円	十億円	五億円	百億円
	二百四十九銭	三百四十七銭	九百四十三銭	八百三十八銭	四百三十七銭	百五十四銭